

令和8年5月 市長記者会見 配布資料

発 表 要 旨

期 日 令和8年5月14日(木)

時 間 午前10時～午前11時(予定)

発 表 内 容

- 1 健康寿命日本一に向けた取り組みについて ……………<健康医療対策課>
- 2 みんなでスッキリ！3キリ運動～ごみの減量化～について
……………<生活環境課>

【事前質問】

- ① ゴールデンウィークの観光客の入り込み状況と、その受け止めをお願いします。(観光振興課)

市長記者会見発表内容 要旨 (R8. 5. 14)

1 健康寿命日本一に向けた取り組みについて

<概要>

- 高齢者が豊かに暮らせる社会をつくるため、市では「健康寿命日本一」を重要な柱として位置付けています。
- 「カラダにやさしお大作戦」の新たな施策として、「やさしお給食の日」を保育園や学校での給食に設け、減塩や野菜摂取を意識した給食を4月から月1回実施しています。
- 毎月15日を「やさしおの日」として、SNS等で取り組みの情報発信を行います。新潟県が実施する「からだがよろこぶデリ」の推進とあわせ、市内のスーパー等と連携し、減塩コーナー等の設置も検討しています。
- 食だけでなく、運動を生活に取り入れる健康づくりを推進しています。
- 公立保育園・認定こども園の4・5歳児を対象に運動遊びを通じて、体を動かす楽しさや多様な動きを幼少期から身につける取り組みを進めています。
- 健康推進員が各地域において、積極的に正しいラジオ体操を実践する機会を広げています。
- 民間企業等と連携し、自分の体の状態を把握する動機づけの機会を設け、それぞれの年代にあった楽しく簡単で続けられる運動を健幸ぼいんととあわせて取り組みます。

2 みんなでスッキリ！3キリ運動～ごみの減量化～について

【配布資料あり】

<概要>

- 7月から佐渡クリーンセンターの基幹改良工事が本格的に始まり、工事期間中は、焼却炉を一時休止しながらごみの収集を行います。クリーンセンターで受けきれない余剰ごみは、南佐渡一般廃棄物最終処分場で一時保管します。そのため、今まで以上に全島を挙げたごみの減量化に取り組むことが必要です。
- ごみそのものをなるべく出さないようにするリデュース（発生抑制）、衣類などを繰り返し使うリユース（再使用）、プラスチック類等の分別を行うリサイクル（再生利用）、この3つの取り組みのさらなるご協力をお願いします。
- ご家庭から出る生ごみの減量化を目的とする「3キリ運動」を推進しています。
「3キリ運動」は、食品の「食べキリ」「使いキリ」「ごみ袋に入れる前の一絞り（水キリ）」

の3つの運動ですぐに取り組める運動ですので、ご協力をお願いします。

- さらなるごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機の購入費を補助する事業を行います。
対象は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までに購入または設置した生ごみ処理機で、補助率は、家庭用生ごみ処理機が購入金額の3分の2で上限が6万円、事業用が購入金額の3分の2で上限400万円です。

【事前質問】

- ① ゴールデンウィークの観光客の入り込み状況と、その受け止めをお願いします。
 - ・ 観光客の入込数は、4月25日（土）から5月6日（水・休）までの推計値で約25,300人となり、前年（約22,800人）と比較し約111%という状況でした。
 - ・ 世界遺産関連施設の来館者数は、史跡佐渡金山は14,708人となり、前年（13,263人）と比較し約111%、きらりうむ佐渡は2,703人で、前年（1,392人）と比較し約194%で過去最大の来館者数でした。
 - ・ 経済効果の一つの指標として、宿泊数は調査対象施設に限った比較ですが、15,022人泊で、前年（12,605人泊）と比較して119%でした。
 - ・ 引き続き、観光・宿泊・交通事業者等と連携をしながら、文化や歴史、自然、食などの魅力あふれる佐渡の認知度向上とターゲットを絞った誘客促進の取り組みを推進していきます。

佐渡市にお住まいの方へ

生ごみ処理機の購入を支援します！

【**個人向け**】令和8年度佐渡市家庭用生ごみ処理機購入費補助金

■ 申請受付期間

令和8年5月1日（金）～令和9年2月1日（月） 17時必着

※令和8年4月1日～令和9年1月31日までに購入した機種が対象です。

※申請先着順で予算が無くなり次第終了します。

■ 補助対象製品

生ごみ処理機

電力等による加熱乾燥及び微生物の働き等により減量化、資源化させる機器等

（ディスポーザー及び環境衛生上支障をきたすものを除く。）

■ 補助対象者

次の要件にすべて当てはまる方

- (1) 令和8年4月1日時点で、佐渡市に住民登録がある方
- (2) 市内の住民登録がある申請者の住宅に設置すること
- (3) 過去3年間に佐渡市省エネ家電等購入促進補助金で生ごみ処理機を購入していないこと

■ 補助金額

補助対象経費の **2/3**

(千円未満切り捨て上限 **6** 万円)

※ **1** 世帯あたり **1** 台まで

補助金に関する詳細は市ホームページでご確認ください。



本事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

■ 補助金手続きの流れ

購入後3か月以内又は令和9年2月1日
のいずれか早い日までに要申請

対象製品を
購入する

領収書の写しを添付して
交付申請書類の提出

交付決定兼
額確定通知

補助金請求
書の提出

補助金の
交付

アンケート
等の協力

■ 提出方法（申請時に必要な書類）

- 家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）
- 購入製品の領収書の写し
- 購入製品の詳細が分かる書類（パンフレット等）

書面による提出

上記書類を佐渡市生活環境課（佐渡市役所第2庁舎1階）

または、最寄りの市民センター窓口にご提出ください。

スマホからの電子申請

電子申請はこちらから▶



【問い合わせ先】 佐渡市市民生活部 生活環境課 クリーン推進係

〒952-1292 佐渡市千種232番地 電話：63-3113 メール：s-kankyo@city.sado.niigata.jp

佐渡市内の事業者へ

生ごみ処理機の導入を支援します！

【事業者向け】令和8年度佐渡市事業用生ごみ処理機導入費補助金

■ 申請受付期間

令和8年5月1日（金）～令和9年2月1日（月） 17時必着

※令和9年1月31日までに導入・設置した機種が対象です。

※申請先着順で予算が無くなり次第終了します。

■ 補助対象製品

生ごみ処理機

生ごみを発酵、乾燥等の方法で分解することにより、減量、ディスポーザー、または堆肥化することが可能な機械であって、1日の処理能力が10kg（設置工事を伴わないものは2kg）以上

■ 補助対象者

次の要件にすべて当てはまる方

- (1) 市内に事業所を有する者又は市内で事業を営む個人であること。
- (2) 市内の事業所又は事業を営む個人の事業から排出される生ごみのみを処理すること。

■ 補助金額

補助対象経費の **2/3**

(千円未満切り捨て上限 **400** 万円)

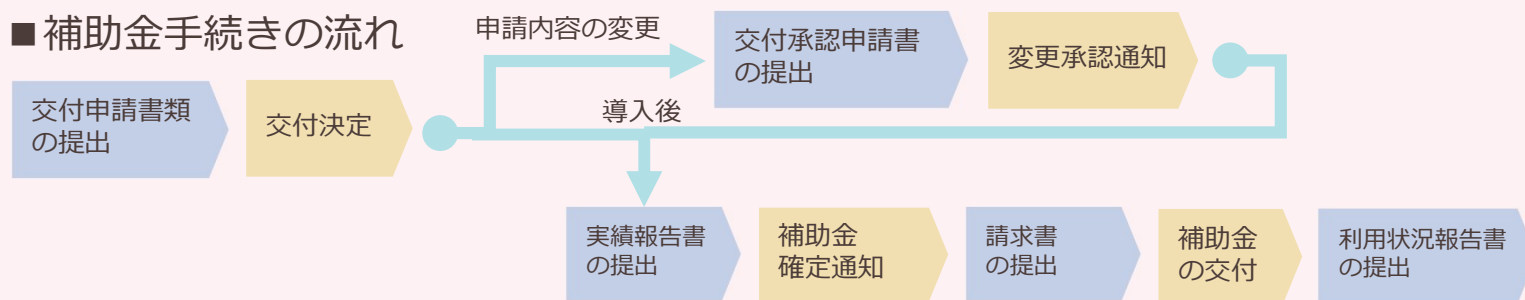
※ **1事業所につき1台まで**

補助金に関する詳細は市ホームページでご確認ください。



本事業は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

■ 補助金手続きの流れ



■ 提出方法（申請時に必要な書類）

- 事業用生ごみ処理機導入費補助金交付申請書（様式第1号）
- 設置場所の案内図及び配置図
- (法人)登記簿謄本、(個人事業主)事業を営んでいることが確認できる書類
- 役員氏名等一覧（様式第3号）
- 設置費用の見積書（写し）
- 事業計画書（様式第2号）
- 仕様書、パンフレット等
- 納税証明書（佐渡市提出用）

■ 提出先

上記書類を佐渡市生活環境課（佐渡市役所第2庁舎1階）にご提出ください。

【問い合わせ先】 佐渡市市民生活部 生活環境課 クリーン推進係

〒952-1292 佐渡市千種232番地 電話：63-3113 メール：s-kankyo@city.sado.niigata.jp